

総目次

○第1巻

第1編 地方税制度・保険制度の動向と税収向上に向けた取組	51
第1章 地方税・財政制度の動向	53
第2章 国民健康保険税（料）・介護保険料	401
第3章 徴収率向上に向けた取組（実践事例）	601
第2編 実務課題別Q&A	1501
第1章 効率的な徴収・滞納整理の実施	1503

○第2巻

第2編 実務課題別Q&A	1799
第2章 滞納整理と納税交渉	1801
第3章 換価財産調査	2101
第4章 財産の差押	2501
第5章 交付要求と参加差押え	3201
第6章 差押財産の換価（公売）	3601
第7章 徴収の猶予と換価の猶予	4201
第8章 滞納処分執行停止	4601
第8章の2 徴収権の時効	4741
第9章 納税義務の拡張	4801
第10章 滞調法及びその他の法律	5201
第11章 不動産競売と任意売却	5471
第12章 地方税の優先と他の債権との調整	5571
付録	5601
◆徴収キーワード	5603
◆時代を象徴する滞納事例	5701
◆五十音索引	7001

◆国民健康保険税（料）

我が国の医療保険制度は、昭和36年に国民皆保険が達成されて以来、良質かつ適切な医療が提供されてきたが、近年の医療保険制度を取りまく状況は、少子高齢化の急速な進展や経済状況の低迷などにより、事業経営に厳しさを増しており、特に市区町村国民健康保険制度は、他の医療保険制度に比べ、高齢者の加入割合が高いことや保険料負担能力の低い所得者層が多いことによる構造的な問題を抱えており、非常に厳しい状況にある。また、市区町村の国民健康保険料の滞納世帯が平成20～23年には20%を突破した。平成26年は、その後減少傾向にあるものの17.2%と依然高い状況にある。

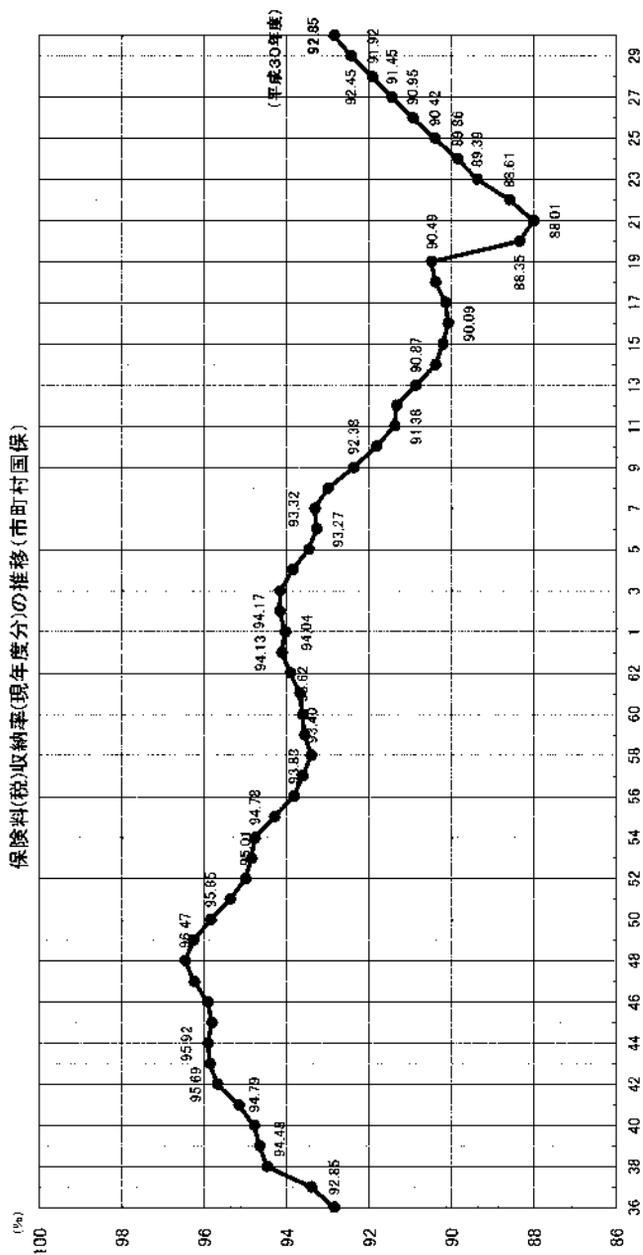
▽ [徴収実務110]
市区町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、特別会計を設けなければならないこととされている。国民健康保険事業特別会計は、保険給付を取り扱う事業勘定と保険者の設置する直営診療施設を経理する直診勘定に分かれる。

事業勘定に係る費用は、基本的には、この制度による医療の保障を受ける被保険者（保険税（料））と国（国庫支出金）によって負担されることとなっている。なお、退職者医療の費用負担は、退職被保険者及びその被扶養者の保険税（料）と被用者保険の事業主及び被保険者からの拠出金により賄われる。

なお、保険税の時効は5年となっているが、保険料の時効は2年で成立する。

3. 保険料（税）の収納状況

(1) 保険料（税）の収納率（図2）



〔○—〕 徴収実務

- 1 保険料の納付相談及び納付指導の機会を確保すること
- 2 国民健康保険制度の理解を高めること
- 3 被保険者間の負担の公平を守ること

納付資力がありながら滞納している世帯に対して、短期被保険者証の交付によって納付指導していくことで国民健康保険事業の健全な運営が期待できることとなります。

Q & A (専門)

◆特別な事情に対する自由裁量について

Q：国民健康保険法第9条第3項に規定する「政令で定める特別な事情」については市町村の自由な裁量によって対応してよいということでしょうか。

A：被保険者証の返還を求める措置は、納付相談、納付指導により、市町村職員と滞納者とが接触する機会を増やすためのものです。そして、個々の事情を把握しつつ、保険料の収納確保につなげていく効果を狙っているため、国民健康保険制度の安定運営の確保及び被保険者間の負担の公平を図るためには、一定の基準に該当する者についてはこのような措置も必要であると考えます。特別な事情については、国民健康保険法施行令第1条に規定されていますが、個々の事例に応じ、法令の趣旨に沿って適切に判断することはなんら問題ありません。

○ 短期被保険者証交付からの滞納整理

介護保険制度が導入されるまでは、国民健康保険料の滞納による被保険者証の返還・資格証明書の交付及び保険給付の支払の一時差止等は、保険者である市町村の裁量に委ねられていました。

これに対して介護保険制度の導入後は、納期限から概ね1年経過後なお滞納がある場合は被保険者証の返還・資格証明書の交付、納期限から1年半程度を経過した場合は保険給付の一時差止を行い、一時差止を行ってもなお滞納している場合は差額で保険料額を控除する方法（相殺と同じ）が義務化されることになりました。

国民健康保険料には、軽減と減免の制度があります。

軽減は収入が一定の基準以下の世帯に対して措置される国の制度であり、

コラム

短期被保険者証と資格証明書を考える

短期被保険者証は保険給付を制限するものではなくて、納付指導・納税交渉の機会を増やすためにあります。これに対して、資格証明書は災害その他の政令で定める特別な事情があると認められる場合を除き、1年以上滞納すると被保険者証の返還を求めて資格証明書を交付する規定となっています（国民健康保険法第9条第3項）。

資格証明書を交付されると医療機関を受診した場合に保険診療費の全額（10割）を医療機関の窓口で支払わなければならない、実質上無保険と同じ状態になってしまいます。後日、国民健康保険担当課に保険診療費の7割を請求することになりますが、請求した費用が返金されるまで早くても2ヶ月程度はかかります。また、1年半以上滞納している場合は、滞納している国民健康保険税（料）が差し引かれることもあります。

注意しなければならないのは、資格証明書を交付するまでに滞納者との直接的な納税（入）交渉の機会が十分に持っていたかということです。滞納に至った経過や国民健康保険税（料）を負担する力を把握できないままの状態は回避していかなければなりません。

全国保険医団体連合会の2010年11月の発表によれば、資格証明書と一般の被保険者証との医療機関への受診率を比較すると73倍もの格差があります（2009年度）。

資格証明書の交付は滞納への対策としての有効性が低く、必要な医療を受けられない実態があり、受診抑制を加速させているとまで言われています。そのようなことがないように、滞納に至った経過や負担する力を把握しながら、滞納整理に資格証明書を有効に活用していかなければなりません。

▽
〔徴収実務一〇六〕